明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委七）　五
〔庁　令〕
○海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令及び海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令（海上保安庁一）　三
〔告　示〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁三四）　六
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（同三五）　七
○不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を定める件の一部を改正する件（金融庁・国土交通一）　八
○小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定するための基準等の一部を改正する告示（同二）　一
○一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者（こども家庭庁七）　三
○児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備等に関する告示（同八）　四
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁九）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務一五）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同一六）　五
○政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件（総務一一〇）　六
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（同一一一）　六
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一一二）　四
○平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件（同一一三）　六
○平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件（同一一四）　七
○平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を改正する件（同一一五）　九
○平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件（同一一六）　四〇
○平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件（同一一七）　四三
○平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を改正する件（同一一八）　四三
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（同一一九）　四四
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同一二〇）　四五
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同一二一）　四七
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一二二）　四九
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（同一二三）　五二
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（同一二四）　五三
○地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（同一二五）　五三

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条第一号ヌの規定に基づき指定漁港漁場整備事業を指定する件の一部を改正する件（**同**一二六）

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条第一号ヌの規定に基づき直轄事業と一体的に施行される補助事業についての基準を定める件の一部を改正する件（**同**一二七）

○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件（**中央選挙管理会**七）

○市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（**消防庁**八）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**法務**七九、八〇）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**同**八一）

○出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画を定める件の一部を改正する件（**出入国在留管理庁**二）

○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（**財務**八五）

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（**同**八六）

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**同**八七）

○中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一〇）

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の一部を改正する告示（**財務・農林水産・経済産業**二）

○学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する件（**文部科学**四七）

○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示（**同**四八）

○科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件（**同**四九）

○学校教育法施行規則第百五十条第四号に規定する大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件の一部を改正する告示（**同**五〇）

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（**同**五一）

○租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する件（**同**五二）

○文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示（**同**五三）

○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示（**文部科学・経済産業**二）

○難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針及び小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示（**厚生労働**一三六）

○令和六年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件（**同**一三七）

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（**同**一三八）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があった旨を公示する件（**同**一三九、一四〇）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件（**同**一四一）

○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ⑴の支給率を定める件（**同**一四二）

○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（**同**一四三）

○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（**同**一四四）

○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（**同**一四五）

○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四六）　四
○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四七）　四
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四八）　四
○中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四九）　四
○中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五〇）　四
○中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五一）　四
○働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準及び勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準の一部を改正する告示（同一五二）　四
○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の一部を改正する件（同一五三）　四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（同一五四）　四
○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一五五）　四
○雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一五六）　四
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一五七）　四
○厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件（同一五八）　四
○厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する告示（同一五九）　四
○救急救命士法第三十四条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部を改正する告示（同一六〇）　四
○地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（同一六一）　四
○令和六年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率（同一六二）　四
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同一六三）　四
○基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件（同一六四）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同一六五）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同一六六）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ⑴の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同一六七）　四
○介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件（同一六八）　四
○医療機器等総括製造販売責任者の基準に関し、又は医療機器責任技術者の資格を有する者として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第四号等に掲げる、厚生労働大臣が同項第一号等に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者（同一六九）　四
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件（同一七〇）　四
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（厚生労働・経済産業・環境一）　四
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき、次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消した件（同二）　四
○農業委員会等に関する法律施行令第七条第二項の規定に基づき、同条第一項各号のいずれにも該当する市町村を公告する件（農林水産六六六）　四
○昭和三十二年農林省告示第百二十九号等の一部を改正する告示（同六六七）　四
○農産物規格規程の一部を改正する件（同六六八）　四
○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件（同六六九）　四
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（同六七〇）　四

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第三条第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件の一部を改正する件（同六七一）　一三三
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（同六七二）　一三四
○支笏洞爺国立公園に関する洞爺湖中島生態系維持回復事業計画を策定する件（**農林水産・環境**一）　一三五
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の指定する者を定める件（**経済産業**五一）　一三六
○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を改正する告示（同五二）　一三七
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件（同五三）　一三八
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件（同五四）　一三九
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件（同五五）　一四〇
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件（同五六）　一四一
○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（同五七）　一四二
○インバランスリスク単価等を定める告示（同五八）　一四三
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（同五九）　一四四
○国土交通省建設業者提出書類閲覧所の場所を定める件の一部を改正する告示（**国土交通**二五八）　一四五
○国土交通省測量業者登録簿閲覧所の場所を定めた件の一部を改正する告示（同二五九）　一四六
○防災拠点自動車駐車場を指定した件の一部を改正する件（同二六〇）　一四七
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同二六一）　一四八
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同二六二）　一四九
○低振動型建設機械の指定に関する件（同二六三）　一五〇
○建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示（同二六四）　一五一
○地質調査業者登録規程の一部を改正する告示（同二六五）　一五二
○平成十四年国土交通省告示第八百二十三号の一部を改正する件（同二六六）　一五三
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（同二六七）　一五四
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（同二六八）　一五五
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同二六九）　一五六
○日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ⑴の鉄道施設等の整備を定める告示の一部を改正する告示（同二七〇）　一五七
○不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量を定める告示の一部を改正する件（同二七一）　一五八
○平成十二年建設省告示第二千三百六十五号の一部を改正する件（同二七二）　一五九
○耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件等の一部を改正する告示（同二七三）　一六〇
○階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途を定める件（同二七四）　一六一
○建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件（同二七五）　一六二
○除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する件（同二七六）　一六三
○旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示（同二七七）　一六四
○対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示（同二七八）　一六五
○貨物自動車運送事業輸送安全規則第三条第四項の規定に基づき事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を定める告示の一部を改正する告示（同二七九）　一六六
○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示（同二八〇）　一六七
○評価方法基準の一部を改正する件（同二八一）　一六八
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（同二八二）　一六九
○航空機の騒音の強度及びひん度に関する告示等の一部を改正する告示（同二八三）　一七〇
○建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件（同二八四）　一七一
○火災による熱量の算出方法等を定める件（同二八五）　一七二
○避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積の規模を定める件（同二八六）　一七三
○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間の一部を改正する件（**観光庁**一二）　一七四
○国立公園の公園事業を決定する件（**環境**三一）　一七五
○国立公園の公園事業を廃止する件（同三二）　一七六
○国立公園の公園事業を変更する件（同三三）　一七七
○特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（同三四）　一七八
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第三条第二項に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及び頻度を定めた件の一部を改正する件（**防衛**八五）　一七九

規　則

○国家公安委員会規則第七号

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百九十九条第二項、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第十九条第三項、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二十三条第一項、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）第四条第一項及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第２条　警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の２第１項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。	**第２条**　［同左］
［(1)～(3)　略］	［(1)～(3)　同左］
(4)　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警察官の職にある警察官	(4)　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警察官の職にある警察官
(5)　東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警察官の職にある警察官	(5)　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警察官の職にある警察官
(6)　関東管区警察局サイバー特別捜査部に勤務する警部以上の階級にある警察官	(6)　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊に勤務する警部以上の階級にある警察官
(7)　［略］	(7)　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則の一部改正）

第二条　現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（現場写真の作成）	（現場写真の作成）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課又は特別捜査課（以下「関東管区捜査担当課」という。）は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。	2　関東管区警察局サイバー特別捜査隊は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。
（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）	［条を加える。］
第十条　関東管区捜査担当課は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に協力を求めることができる。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪捜査規範の一部改正）

第三条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用） **第275条**　関東管区警察局の警察官（警察法第61条の３第１項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う捜査に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用） **第275条**　［同左］		
［略］			［同左］		
第17条の見出し及び第20条第２項各号列記以外の部分	捜査担当部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査部長等	第17条の見出し及び第20条第２項各号列記以外の部分	捜査担当部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査隊長
第17条	刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査部長又は同部企画分析課長若しくは特別捜査課長	第17条	刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査隊長
［略］			［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察庁の定員に関する規則の一部改正）

第四条　警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（警察庁の定員） **第一条**　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。			（警察庁の定員） **第一条**　［同上］		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
内部部局			内部部局		
長官官房	七八一人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	長官官房	七五二人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	一九〇人	組織犯罪対策部の定員を除く。	生活安全局	一九三人	組織犯罪対策部の定員を除く。
刑事局	三五七人		刑事局	三六一人	
組織犯罪対策部	二九七人		組織犯罪対策部	三〇八人	
交通局	一八〇人		交通局	一八三人	
警備局	一七二人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。	警備局	一六八人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部	二六四人		外事情報部	二六三人	
警備運用部	一三七人		警備運用部	一四一人	
サイバー警察局	二四六人		サイバー警察局	二四二人	
計	二、六二四人	うち、一、四四八人は、警察官とする。	計	二、六一一人	うち、一、四五五人は、警察官とする。

附属機関	警察大学校	一九三人	
	科学警察研究所	一二九人	
	皇宮警察本部	九三七人	うち、八九七人は、皇宮護衛官とする。
	計	一、二五九人	うち、八〇人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一七一人	うち、七八四人は、警察官とする。
	合計	八、〇五四人	うち、二、三一一人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（足跡取扱規則の一部改正）

第五条　足跡取扱規則（昭和五十四年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（遺留足跡等の採取及び送付） **第３条**　［略］ ２　関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長（以下「関東管区捜査担当課長」という。）は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知つたときは、関係する警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課長若しくは隊長又は警察署長に対して、所属職員の臨場を依頼するものとする。 ［３・４　略］	（遺留足跡等の採取及び送付） **第３条**　［同左］ ２　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知つたときは、関係する警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課長若しくは隊長又は警察署長に対して、所属職員の臨場を依頼するものとする。 ［３・４　同左］
（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第12条**　関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和29年法律第162号）第５条第４項第６号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における足跡の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。	（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第12条**　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和29年法律第162号）第５条第４項第６号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における足跡の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪手口資料取扱規則の一部改正）

第六条　犯罪手口資料取扱規則（昭和五十七年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（手口記録の作成） **第三条**　［略］	（手口記録の作成） **第三条**　［同上］

附属機関	警察大学校	一九一人	
	科学警察研究所	一二八人	
	皇宮警察本部	九二二人	うち、八八二人は、皇宮護衛官とする。
	計	一、二四一人	うち、八〇人は、警察官とし、八八二人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一七四人	うち、七五六人は、警察官とする。
	合計	八、〇二六人	うち、二、二九一人は、警察官とし、八八二人は、皇宮護衛官とする。

２　関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長（以下「関東管区捜査担当課長」という。）は、所属の警察官が前項各号のいずれかに該当する犯罪の被疑者を検挙し、又はその引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、手口記録の作成を依頼しなければならない。

（被害記録の作成）

第五条　［略］

２　関東管区捜査担当課長は、第三条第一項各号に掲げる犯罪を認知したときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、被害記録の作成を依頼しなければならない。

（刑事日報の作成等）

第七条　手口主管課長等（警察庁捜査支援分析管理官、管区警察局広域調整部（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局にあつては、総務監察・広域調整部）の広域調整第一課長又は手口主管課長をいう。以下この条において同じ。）は、通報又は照会の必要があると認めるときは、刑事日報を作成し、速やかに当該刑事日報を他の手口主管課長等に送付しなければならない。

［２・３　略］

（手口記録照会）

第八条　関東管区捜査担当課長及び警察署長等は、被疑者の特定その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して手口記録に関する事項について照会することができる。

（被害記録照会）

第九条　関東管区捜査担当課長及び警察署長等は、余罪の発見その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して被害記録に関する事項について照会することができる。

（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）

第十条　関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における犯罪手口に関する資料の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

（被疑者写真の管理及び運用に関する規則の一部改正）

第七条　被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（被疑者写真記録の作成） **第二条**　［１・２　略］	（被疑者写真記録の作成） **第二条**　［１・２　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

２　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、所属の警察官が前項各号のいずれかに該当する犯罪の被疑者を検挙し、又はその引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、手口記録の作成を依頼しなければならない。

（被害記録の作成）

第五条　［同上］

２　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、第三条第一項各号に掲げる犯罪を認知したときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、被害記録の作成を依頼しなければならない。

（刑事日報の作成等）

第七条　手口主管課長等（警察庁捜査支援分析管理官、管区警察局広域調整部（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局にあつては、総務監察・広域調整部）の広域調整第一課長又は手口主管課長をいう。以下この条において同じ。）は、通報又は照会の必要があると認めるときは、刑事日報を作成し、速やかに当該刑事日報を他の手口主管課長等に送付しなければならない。

［２・３　同上］

（手口記録照会）

第八条　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長及び警察署長等は、被疑者の特定その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して手口記録に関する事項について照会することができる。

（被害記録照会）

第九条　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長及び警察署長等は、余罪の発見その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して被害記録に関する事項について照会することができる。

（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）

第十条　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における犯罪手口に関する資料の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

3　関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長（以下「関東管区捜査担当課長」という。）は、所属の警察官が被疑者を逮捕し、又はその引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、当該被疑者写真の撮影及び当該被疑者写真記録の作成を依頼しなければならない。ただし、当該被疑者を警察署長等に引き渡す場合は、この限りではない。	3　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、所属の警察官が被疑者を逮捕し、又はその引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、当該被疑者写真の撮影及び当該被疑者写真記録の作成を依頼しなければならない。ただし、当該被疑者を警察署長等に引き渡す場合は、この限りではない。
4　関東管区捜査担当課長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、当該被疑者写真の撮影及び当該被疑者写真記録の作成を依頼するものとする。	4　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、当該被疑者写真の撮影及び当該被疑者写真記録の作成を依頼するものとする。
（被疑者写真記録の送信） **第三条**　警察署長等は、前条第一項又は第二項の規定により被疑者写真記録を作成したときは、速やかに当該被疑者写真記録を警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「府県鑑識課長」という。）に電磁的方法により送信しなければならない。	（被疑者写真記録の送信） **第三条**　警察署長等は、前条の規定により被疑者写真記録を作成したときは、速やかに当該被疑者写真記録を警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「府県鑑識課長」という。）に電磁的方法により送信しなければならない。
2　［略］	2　［同上］
（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第八条**　関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者写真の撮影、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。	（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第八条**　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者写真の撮影、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第八条　薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　警察庁の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。	（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官	四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官
五　東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官	五　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官
六　関東管区警察局サイバー特別捜査部の警部以上の階級にある警察官	六　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊の警部以上の階級にある警察官
七　［略］	七　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（指掌紋取扱規則の一部改正）

第九条　指掌紋取扱規則（平成九年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（指掌紋記録等の作成） **第三条**　［１・２　略］ ３　関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長（以下「関東管区捜査担当課長」という。）は、所属の警察官が被疑者を逮捕し、又は被疑者の引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼しなければならない。 ４　関東管区捜査担当課長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼するものとする。 （重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第十一条**　関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者の指掌紋の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（指掌紋記録等の作成） **第三条**　［１・２　同上］ ３　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、所属の警察官が被疑者を逮捕し、又は被疑者の引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼しなければならない。 ４　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼するものとする。 （重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第十一条**　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者の指掌紋の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

（犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第十条　犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　警察庁の警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官 五　東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官 六　関東管区警察局サイバー特別捜査部の警部以上の階級にある警察官 七　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官 五　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官 六　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊の警部以上の階級にある警察官 七　［同上］

（通信傍受規則の一部改正）

第十一条　通信傍受規則（平成十二年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
第三十条　［略］ （関東管区警察局の警察官が行う傍受及び再生への適用）	**第三十条**　［同上］ （関東管区警察局の警察官が行う傍受及び再生への適用）

改正後	改正前
2　警察庁の警察官のうち、法第四条第一項の国家公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　関東管区警察局サイバー特別捜査部の警視以上の階級にある警察官 3　［略］	2　［同上］ 一　［同上］ 二　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊の警視以上の階級にある警察官 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（少年警察活動規則の一部改正）

第十二条　少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部門間の連絡等） **第四条**　［1・2　略］ 3　関東管区警察局長は、サイバー特別捜査部の警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するとともに、少年に係る事案の適切な取扱いを確保するため、サイバー特別捜査部に、都道府県警察の少年警察部門との緊密な連絡を保たせるものとする。 （捜査又は調査を行う部門） **第十二条**　［1・2　略］ 3　関東管区警察局長は、犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年に係る事件があると認めるときは、速やかに、サイバー特別捜査部に、関係都道府県警察の少年警察部門への当該事件の移送又は引継ぎを行わせるものとする。この場合において、適切な捜査又は調査が行われるよう、サイバー特別捜査部に、当該少年警察部門に対する必要な支援を行わせるものとする。 4　関東管区警察局長は、前項の規定にかかわらず、適切な捜査の実施のため必要と認められる場合には、サイバー特別捜査部の警察官に、犯罪少年に係る事件の捜査を行わせることができる。この場合において、少年の特性に配慮した捜査が行われるよう、サイバー特別捜査部に、関係都道府県警察の少年警察部門との緊密な連携を保たせ、当該少年警察部門に属する警察官に対し、当該捜査を行う警察官に対する必要な支援を求めさせるものとする。	（部門間の連絡等） **第四条**　［1・2　同上］ 3　関東管区警察局長は、サイバー特別捜査隊の警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するとともに、少年に係る事案の適切な取扱いを確保するため、サイバー特別捜査隊に、都道府県警察の少年警察部門との緊密な連絡を保たせるものとする。 （捜査又は調査を行う部門） **第十二条**　［1・2　同上］ 3　関東管区警察局長は、犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年に係る事件があると認めるときは、速やかに、サイバー特別捜査隊に、関係都道府県警察の少年警察部門への当該事件の移送又は引継ぎを行わせるものとする。この場合において、適切な捜査又は調査が行われるよう、サイバー特別捜査隊に、当該少年警察部門に対する必要な支援を行わせるものとする。 4　関東管区警察局長は、前項の規定にかかわらず、適切な捜査の実施のため必要と認められる場合には、サイバー特別捜査隊の警察官に、犯罪少年に係る事件の捜査を行わせることができる。この場合において、少年の特性に配慮した捜査が行われるよう、サイバー特別捜査隊に、関係都道府県警察の少年警察部門との緊密な連携を保たせ、当該少年警察部門に属する警察官に対し、当該捜査を行う警察官に対する必要な支援を求めさせるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（ＤＮＡ型記録取扱規則の一部改正）

第十三条　ＤＮＡ型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第八条**　関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者ＤＮＡ型記録等の作成、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。	（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第八条**　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における被疑者ＤＮＡ型記録等の作成、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

（被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部改正）

第十四条　被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成二十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（連絡） **第五条**　取調べ監督官と捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条（犯罪捜査規範第二百七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）は、被疑者取調べの監督に関し、相互に緊密な連絡を保たなければならない。 （関東管区警察局への適用） **第十一条の二**　［１・２　略］ ３　関東管区警察局の警察官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十一条の三第一項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う被疑者取調べに関する第九条第一項及び第十条の規定の適用については、第九条第一項中「警察本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）」とあるのは「関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長」と、「取調べ監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察局総務監察部警務課」と、「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、第十条第一項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、「取調べ監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察局総務監察部警務課」と、同条第二項中「警察署長等」とあるのは「関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長」と、同条第三項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」とする。 ４　［略］ （皇宮護衛官への準用） **第十四条**　第二条から第十一条までの規定は、皇宮護衛官が行う被疑者取調べについて準用する。この場合において、「取調べ警察官」とあるのは「取調べ皇宮護衛官」と、「警察官」とあるのは「皇宮護衛官」と、「警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）」とあるのは「皇宮警察本部」と、「警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」という。）」とあるのは「皇宮警察本部長」と、「警察署」とあるのは「護衛署」と、「警察署長」とあるのは「護衛署長」と、「犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条（犯罪捜査規範第二百七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する捜査主任官」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官に相当する職務を行う者」と、「犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿に相当する書類」と、「犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書に相当する書類」と、「警察署長等」とあるのは「護衛署長等」と、「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「警察庁長官」と、「都道府県公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替えるものとする。	（連絡） **第五条**　取調べ監督官と捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）は、被疑者取調べの監督に関し、相互に緊密な連絡を保たなければならない。 （関東管区警察局への適用） **第十一条の二**　［１・２　同上］ ３　関東管区警察局の警察官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十一条の三第一項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う被疑者取調べに関する第九条第一項及び第十条の規定の適用については、第九条第一項中「警察本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）」とあるのは「関東管区警察局サイバー特別捜査隊長」と、「取調べ監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察局総務監察部警務課」と、「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、第十条第一項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」と、「取調べ監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察局総務監察部警務課」と、同条第二項中「警察署長等」とあるのは「関東管区警察局サイバー特別捜査隊長」と、同条第三項中「警察本部長」とあるのは「関東管区警察局長」とする。 ４　［同上］ （皇宮護衛官への準用） **第十四条**　第二条から第十一条までの規定は、皇宮護衛官が行う被疑者取調べについて準用する。この場合において、「取調べ警察官」とあるのは「取調べ皇宮護衛官」と、「警察官」とあるのは「皇宮護衛官」と、「警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）」とあるのは「皇宮警察本部」と、「警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」という。）」とあるのは「皇宮警察本部長」と、「警察署」とあるのは「護衛署」と、「警察署長」とあるのは「護衛署長」と、「犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官に相当する職務を行う者」と、「犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿に相当する書類」と、「犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書に相当する書類」と、「警察署長等」とあるのは「護衛署長等」と、「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「警察庁長官」と、「都道府県公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第十五条　不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官 五　東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官 六　関東管区警察局サイバー特別捜査部の警部以上の階級にある警察官 七　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（没収保全等を請求することができる司法警察員） **第一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官 五　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官 六　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊の警部以上の階級にある警察官 七　［同上］

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

庁　令

○海上保安庁令第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令及び海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　　海上保安庁長官　石井　昌平

（海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令及び海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部改正）

第一条　海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和二十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条の二　（略） 2　（略） 3　教官室に室長を置き、海上保安庁長官が指名する者をもってこれに充てる。 4　室長は、その教官室に属する教官の担当する教科等について必要な調整を行う。 5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一～四　（略） **第四条の三**　海上保安学校に、学術情報センター（以下「センター」という。）を置く。 2　センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。 一　学術情報システムの整備及び管理に関すること。	**第四条の二**　（略） 2　（略） 3　教官室に室長を置き、海上保安庁長官が指名する者をもつてこれに充てる。 4　室長は、その教官室に属する教官の担当する教科等について必要な調整を行なう。 5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行なう者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一～四　（略） （新設）

二　情報通信技術を活用した教育及び校務の処理（以下「情報通信技術を活用した教育等」という。）の推進に関すること。
三　学術情報の収集、整理、保管及び提供に関すること。
3　センターに、センター長を置く。
4　センター長は、センターの事務を総括する。
5　センターに、副センター長を置く。
6　副センター長は、センター長の職務を助ける。
7　センター長及び副センター長は、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。
8　センターに、主任システム管理官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
9　主任システム管理官は、システム管理官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
10　センターに、システム管理官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
11　システム管理官は、学術情報システムの整備及び管理の実施に関する事務をつかさどる。
12　センターに、主任デジタル教育推進官を置き、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。
13　主任デジタル教育推進官は、デジタル教育推進官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
14　センターに、デジタル教育推進官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
15　デジタル教育推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　情報通信技術を活用した教育等の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
二　情報通信技術を活用した教育等の推進に関する計画の策定に関すること。
16　センターに、主任学術情報官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
17　主任学術情報官は、学術情報官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
18　センターに、学術情報官を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。
19　学術情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　学術情報の収集、整理、保管及び提供の実施に関すること。
二　学術情報の収集に関する計画の策定に関すること。

（海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部改正）

第二条　海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和三十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条の二　（略）	**第五条の二**　（略）
2　教授、准教授、助教及び講師は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の講座のいずれかに属するものとする。	2　教授、准教授、助教及び講師は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の講座のいずれかに属するものとする。
一　第五条の三第十五項に規定する主任研究員又は研究員のうち、海上保安大学校長が指定する者	（新設）
二　第五条の三第二十三項に規定するセンター教官	一　第五条の三第十六項に規定するセンター教官
三　第十四条第一項に規定する訓練教官のうち、海上保安大学校長が指定する者	二　第十四条第一項に規定する訓練教官のうち、海上保安大学校長が指定する訓練教官
3・4　（略）	3・4　（略）

第五条の三　海上保安大学校に、海上保安国際研究センター（以下この条において「センター」という。）を置く。

2～10　（略）

11　センターに主任研究支援官を置き、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。

12　主任研究支援官は、研究支援官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。

13　センターに研究支援官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

14　研究支援官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　センターの行う研究の計画に関すること。

二　センターの行う研究に関する資料及び情報の収集、整理及び保管に関すること。

三　センターの行う研究の成果の普及及び活用に関すること。

15　センターに、主任研究員及び研究員を置き、教授、准教授、助教又は講師のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

16　（略）

（削る）

17　（略）

18～24　（略）

第五条の四　海上保安大学校に、学術情報センター（以下この条において「センター」という。）を置く。

2　センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　学術情報システムの整備及び管理に関すること。

二　情報通信技術を活用した教育及び研究並びに校務の処理（以下「情報通信技術を活用した教育等」という。）の推進に関すること。

三　学術情報の収集、整理、保管及び提供に関すること（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く。）。

3　センターに、センター長を置く。

4　センター長は、センターの事務を総括する。

5　センターに、副センター長を置く。

6　副センター長は、センター長の職務を助ける。

7　センター長及び副センター長は、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。

8　センターに、主任システム管理官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

9　主任システム管理官は、システム管理官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。

10　センターに、システム管理官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

11　システム管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　学術情報システムの整備及び管理の実施に関すること。

二　学術情報システムの整備計画に関すること。

三　情報通信技術を活用した教育等に関する技術的事項の調査及び研究に関すること。

第五条の三　海上保安大学校に、海上保安国際研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2～10　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

11　センターに、主任研究員を置き、教授及び准教授のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

12　（略）

13　センターに研究員を置き、教授、准教授、助教及び講師のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

14　（略）

15～21　（略）

（新設）

12　センターに、主任デジタル教育推進官を置き、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。
13　主任デジタル教育推進官は、デジタル教育推進官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
14　センターに、デジタル教育推進官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。
15　デジタル教育推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　情報通信技術を活用した教育等の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
二　情報通信技術を活用した教育等の推進に関する計画の策定に関すること。
16　センターに、主任学術情報官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。
17　主任学術情報官は、学術情報官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
18　センターに、学術情報官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。
19　学術情報官は、次に掲げる事務をつかさどる（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く。）。
一　学術情報の収集、整理、保管及び提供の実施に関すること。
二　学術情報の収集に関する計画の策定に関すること。

第十条の二　教務課においては、次の事務（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～七　（略）

第十二条　学生課においては、次の事務（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～四　（略）

第十五条　図書館においては、海上保安大学校の図書に関する事務（学術情報センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附　則

この庁令は、令和六年四月一日から施行する。

第十条の二　教務課においては、次の事務（センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～七　（略）

第十二条　学生課においては、次の事務（センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～四　（略）

第十五条　図書館においては、海上保安大学校の図書に関する事務をつかさどる。